

川崎町立学校教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月
川崎町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	2
2 基本方針	2
3 目標	3
4 計画の期間	4
5 業務量管理の取組	4
6 業務改善の具体的取組	5
7 健康確保措置の実施	8
8 関連する取組・今後のフォローアップ	8
9 教育委員会の役割	8
10 評価と見直し	8

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年9月文部科学省告示第114号)」(以下「改正指針」という。)及び令和7年9月26日付け7文科初第1404号通知の趣旨を踏まえ、川崎町立学校に勤務する教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)の業務量を適切に管理するとともに、心身の健康及び福祉の確保を図るため、教育委員会が主体となって講ずべき具体的措置を計画的に示し、ひいては、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで教育の質の向上につなげ、子供たちにより良い教育環境を提供することを目的として策定するものである。

(2) 本町の現状

川崎町では、これまで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年1月文部科学省告示1号)」(以下「指針」という。)を踏まえ、教育職員の勤務時間の適正管理及び長時間勤務の是正に取り組んできた。

しかしながら、時間外在校等時間が国の目安を超過する事例が依然として見られ、とりわけ中学校においては45時間超及び80時間超の割合が高い状況にある。その背景には、学級担任業務の集中、部活動指導、支援を要する児童生徒や家庭への対応の増加、学校外対応業務が教育職員に依存している状況などがあり、今後は、改正指針の内容も踏まえ、学校任せの対応にとどまることなく、教育委員会が中心となって業務の構造的見直しと支援体制の整備を進める必要がある。

【令和6年度教育職員の時間外在校等時間の状況】

小学校:	平均約38時間程度	45時間超: 22%	80時間超: 3%
中学校:	平均約52時間程度	45時間超: 48%	80時間超: 10%

2 基本方針

- (1) 教育職員が心身ともに健康で、意欲をもって職務に専念できる環境を整備する。
- (2) 学校における業務の精選・効率化を図り、時間外在校等時間の縮減を進める。
- (3) 業務量の把握・管理を適切に行い、改正指針に基づく健康確保措置を確実に実施する。
- (4) 教育委員会、校長、教育職員がそれぞれの役割を明確にし、組織的・計画的に働き方改革を推進する。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 上限時間の厳守

教育職員の時間外在校等時間については、月 45 時間、年 360 時間の上限を超えないよう、業務量の適切な管理を徹底する。

イ 時間外在校等時間の縮減

教育職員の時間外在校等時間について、令和 11 年度までに月平均概ね 30 時間程度となるよう縮減を目指す。

ウ 状況把握指標

月 45 時間を超える教育職員の状況や割合についても継続的に把握し、業務改善の取組の検証のための指標として活用する。

(2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがいに関する目標

ア 年次有給休暇の平均取得日数を年 10 日以上となることを目標とする。

【令和6年度年次有給休暇等行使状況調査】

小学校:	平均約 15.6 日	全期間在職者 36 名	総取得時間 4,361 時間
中学校:	平均約 14.3 日	全期間在職者 21 名	総取得時間 2,331 時間

【年度別年次有給休暇の平均取得日数(日)】

区分	項目	R6	R7	R8	R9	R10
小学校:	年次有給休暇の平均取得日数	15.6				
中学校:	年次有給休暇の平均取得日数	14.3				

イ 全期間在職者の年次有給休暇取得日数が 5 日以上となることを目標とする。

【令和6年度年次有給休暇等行使状況調査(町追加調査)】

区分	項目		R6	R7	R8	R9	R10
小学校:	年次有給休暇の取得が5日以内	教育職員	3				
		事務職員	1				
中学校:	年次有給休暇の取得が5日以内	教育職員	5				
		事務職員	1				

ウ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を令和 8 年度比 20%削減する。

【教育職員のストレスチェック※R8より実施予定「以下同じ。」(%)】

区分	項目	R8	R9	R10	R11
小学校:	高ストレスと判断された割合:				
中学校:	高ストレスと判断された割合:				

エ 仕事への満足度について「概ね満足以上」と回答する割合を 70%以上とする。

【令和 8 年度教育職員のストレスチェック(%)】

区分	項目	R8	R9	R10	R11
小学校:	「概ね満足以上」と判断された割合:				
中学校:	「概ね満足以上」と判断された割合:				

オ 仕事について「やりがいを感じる」と回答する割合を 80%以上とする。

【令和 8 年度教育職員のストレスチェック(%)】

区分	項目	R8	R9	R10	R11
小学校:	「やりがいを感じる」と判断された割合:				
中学校:	「やりがいを感じる」と判断された割合:				

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。なお、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行う。

5 業務量管理の取組

(1) 勤務実態の把握

IC カード等の ICT 機器を活用し、客観的な方法により教育職員の在校等時間を把握する。月 45 時間を超える場合は校長が業務内容を点検し改善を図り、月 80 時間を超える場合は速やかに教育委員会へ報告し、是正措置を講ずる。

(2) 持ち帰り業務

持ち帰り業務については、原則として行わないことを基本とし、学校運営の見直しを通じてその抑制を図る。

(3) 業務の適正化

教育職員の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が参画すべき業務」「教師の業務で負担軽減を促進すべき業務」の 3 分類に基づき整理し、教育委員会が主体となって見直しを進める。

(4) 業務量削減に向けた具体的施策

定時退勤日の設定、会議の効率化、校務分掌の見直し、ICT 活用の推進等を計画的に実施する。

6 業務改善の具体的取組

教育委員会では、教育職員の長時間勤務の是正と健康確保を図るため、学校における業務の適正化及び効率化を推進する。そのため、学校及び教師が担う業務については、文部科学省が示す「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」に基づき、「学校以外が担うべき業務」、「学校の業務であるが必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務であるが負担軽減をはかるべき業務」の三つに分類し、それぞれの性質に応じた改善を進める。

「学校以外が担うべき業務」については、教育委員会が関係部局や地域団体等と連携しながら、地域や関係機関への役割移行を段階的に進める。

「教師以外が参画すべき業務」については、事務職員、支援員、地域人材、外部専門人材等の活用を推進し、学校全体で教育活動を支える体制の整備を図る。

「教師の業務であるが負担軽減を図るべき業務」については、ICTの活用、校務の効率化、専門職との連携等により、教育職員の業務負担の軽減を進める。

なお、本計画では、早期に実現可能な具体的取組について次のとおり整理し、今後、学校運営協議会における協議や、先進自治体の取組事例の検証等を踏まえながら、取組内容の修正や追加による計画の継続的な見直しを行うものとする。(但し、文部科学省が示す19業務分類のうち、優先的に見直す業務を抜粋)

(1) 学校以外が担うべき業務の見直しにおける具体的な取組

01 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

現状・課題

- ・ 保護者の出勤時間に合わせ、7:30の登校時間前に児童が登校することにより、教育職員が始業前に出勤して対応している。
- ・ 保護者のお迎えが遅く、学校の施錠時間以降も施錠できず送迎を待つことがある。
- ・ 通学路の安全確認や登校指導が日常的に教員業務となっている。

対策

- ・ 登校可能時間を明確に設定(例:7時30分以降)し、就学説明時や、学校だより・保護者メール等で定期的に周知徹底を図る。
- ・ 学校施錠時間を明確に設定(19時00分)し、保護者への周知を図る。
- ・ 時間前登校への対応ルールを整理する。
- ・ 時間前登校への対応は原則として管理職または輪番制の最小人数とする。
- ・ 通学路の安全確認や登校指導については一般教員による常時対応を原則として行わない。
- ・ 常時対応については、管理職又はシルバー人材センター又は地域ボランティア(見守り隊・交通安全協会・PTA)と連携し、見守り活動は地域主体へ段階的移行を図る。

05 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

現状・課題

- ・ 保護者からの強い要求や長時間に及ぶ要望に対応することが大きな負担となっている。
- ・ 電話や面談での保護者対応に長い時間を要し、精神的にダメージを負うことがある。

対策

- ・ 事案を正確に記録するとともに、情報の正しい共有を図るため、録音機能付き電話機の導入を検討する。
- ・ 人権や権利等に関する民事的諸問題が生じたときは、即座に町顧問弁護士に相談できる体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、問題の複雑化・長期化を回避する。

(2)教師以外が積極的に参画すべき業務の見直しにかかる具体的な取組

06 調査・統計等への回答

現状・課題

- ・ 各種調査・報告書への対応に時間がかかる。
- ・ 担当者変更時に内容把握やファイル管理に時間を要する。

対策

- ・ 校内における担当分担を明確化し、分掌主任に集中しないよう業務負担の平準化を図る。
- ・ 町内学校間での共同処理・共同対応の一層の充実を図る。
- ・ 担当者による合同の業務確認会(年1~2回)を開催し、効率的な業務の運営を図る。
- ・ 共同実施グループ等で共通フォルダ(テンプレート)、過年度データの蓄積・共有を図り、効率的な事務処理を図る。
- ・ 收受・決裁文書の電子化を図る。

11 児童生徒の休み時間における安全への配慮

現状・課題

- ・ クマによる被害対策のため、休み時間中に教師数名がグラウンドで児童の見守りを行うため、授業の準備は前日までに終えなければならない。

対策

- ・ 教員補助員の役割分担を調整し、教員の負担を軽減する。
- ・ 山側へのスピーカーの設置や電気柵の設置等も検討しクマ被害の防止を図る。
- ・ シルバー人材センターに委託し、見守り活動の業務支援を図る。

12 校内清掃

現状・課題

- ・ 日常の清掃活動で不十分な箇所は教育職員が長期休業中に行っている。

対策

- ・ トイレの尿石除去等の清掃は2年に1回程度、専門業者に清掃を委託する。
- ・ 窓・床清掃は毎年1回専門業者に清掃を委託する。

13 部活動

現状・課題

- ・ 中総体前から練習時間が長くなり、業務の終了時間が遅くなりがちである。
- ・ 外部指導者や地域クラブ等との連携が進んでいない。

対策

- ・ 部活動の活動目安時間を定め、周知・徹底する。
- ・ 部活動の「地域展開推進計画」を令和9年度末までに策定し、周知する。
- ・ 令和10年度からは一部の部活動について、休日部活動の地域展開に移行する。

(3)教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の見直しにかかる具体的な取組

14 給食の時間における対応

現状・課題

- ・ 給食指導や配膳対応により、担任の食事時間が確保できない。

対策

- ・ 教員の食事時間を最低20分確保することを学校運営方針に明記する。
- ・ 配膳業務の分担を見直し、業務員、支援員等の協力体制を検討する。
- ・ 高学年は児童主体の配膳体制を進める。

19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

現状・課題

- ・ 家庭訪問や個別相談などの対応に時間を要する。
- ・ 生徒指導対応が長時間勤務の要因となる場合がある。

対策

- ・ 複数担当制をはじめ、チームによる支援体制を構築する。
- ・ 管理職・養護教諭・SC・SSWとの役割分担の明確化を図る。
- ・ ケース会議の定期実施を進め、福祉部局、児童相談所との連携を強化する。
- ・ 保護者対応は原則勤務時間内とし、緊急対応を除いて勤務時間外対応を抑制する等、対応時間に対するルール化を図る。
- ・ ICTによる業務支援ソフトを導入し、支援業務の効率化と充実化を図る。

20 校務処理の効率化

現状・課題

- ・ 文書作成・会議準備等が時間外勤務の要因となっている。

対策

- ・ 生成 AI 等を活用した校務 DX の推進を図る。
- ・ 校務支援システムの活用と文書の電子化を進める。
- ・ 会議の効率化を図るため、会議時間の上限(最大 60 分)を設定する。
- ・ 事前資料の配布や、Web 会議への移行を進め、移動時間の縮減を図る。
- ・ 統一基準による作成資料の簡素化、報告資料の簡略化等を図る。

7 健康確保措置の実施

ストレスチェックの実施と活用並びに計画的な休暇取得を推進しつつ、次の具体的な取組を図る。

(1) 長時間勤務者への措置

月 45 時間超の教育職員は、校長による個別面談を行い、月 80 時間超の教育職員には産業医等による面接指導を必ず実施する。なお、面接後は、教育委員会と校長が連携し、業務軽減措置の実施状況を継続的に確認する。

(2) 心身の健康保持

定期健康診断及びメンタルヘルス対策を通じ、早期発見・早期対応を図るとともに、長期休業期間中に学校閉庁日を設定し、教育職員等の確実な休養を確保する。

(3) 職場環境の改善

教育職員アンケートや個別ヒアリングを活用し、安心して働ける職場づくりを進める。

8 関連する取組・今後のフォローアップ

各校の在校等時間を把握するとともに、計画の実施状況についても年度ごとに教育委員会及び総合教育会議へ報告するほか、町ホームページ等で公表し、透明性を確保する。

9 教育委員会の役割

勤務実態の把握・分析、学校への助言・支援、改善計画の進捗管理を行い、働き方改革を主導する。

10 評価と見直し

年度末に取組状況及び成果を評価し、必要な改善が生じた際は当該計画に反映させる。